

平成 30 年度岡崎市食品衛生監視指導計画案に寄せられた
ご意見・ご要望と市の考え方

1 募集期間

平成 30 年 1 月 20 日から平成 30 年 2 月 20 日

2 意見募集結果の概要

平成 30 年度岡崎市食品衛生監視指導計画（案）についてご意見等を募集したところ、2 名の方から 12 件のご意見等の提出がありました。寄せられた意見につきましては、計画策定の参考にさせていただきます。

3 意見提出数

提出方法	提出人数	意見件数
直接持ち込み	0	0
郵送	0	0
電子メール	1	11
ファクシミリ	0	0
その他	1	1
合計	2	12

4 ご意見・ご要望の概要と市の考え方

No.	ご意見・ご要望	市の考え方
1	食品は人が生きていく上で必須のものであり、食の安全の確保は生命の安全の確保と同意義であります。食品衛生行政の権限を十分に発揮し、市民の健康保護のための積極的な対応をお願いします。	食品衛生法の目的に則り、更なる食品の安全性を確保及び市民の健康の保護に努めます。
2	実施体制の 5 行目、「第 15 条の規定に基づき、」はおそらく「実施する」にかけているのですが、「委任して」にかかっているようにも読めてしまいます。 平成 29 年 4 月 1 日に施行された改正食鳥処理法では、以前はあった「委任」という文言がありません。 これは、それまでは指定検査機関は厚生労働大臣が指定していたため、地方自治	御意見を踏まえ、修正します。

	<p>体がその指定検査機関に食鳥検査を委任するという解釈が成り立ちましたが、現時点では、岡崎市が愛知県獣医師会を食鳥検査を行う指定検査機関として指定しているため、これに委任するという考え方は成り立たないのではないのでしょうか。</p> <p>監視指導計画なので、「なお、」以下の4行は削除しても支障はないと思いますが、あえて書くとするならば、「第21条に基づき指定した公益社団法人愛知県獣医師会に食鳥検査の全部を行わせる。」ではないのでしょうか。</p>	
3	<p>実施体制において、地域に根ざしたきめ細やかな監視指導を実施するために当協会との連携について記載があります。当協会においても、食品営業継続許可施設調査事務補助等業務、食品衛生講習会業務、食品衛生月間啓発業務、食品取扱者検便実施状況調査業務、食品衛生管理優秀店認定補助業務等の各事業を推し進めてまいります。変わらぬご支援ご協力をお願いします。</p>	<p>地域に根ざした指導を行うためには、地元の食品事業者からなる貴協会の支援が必要です。情報交換を積極的に行い、より一層の連携体制の強化を目指します。</p>
4	<p>惣菜チェーン店で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒を始め、ノロウイルスによる食中毒の発生と全国的に食の安全・安心を脅かす事件が発生しております。本市において食の安全・安心を脅かす事例が発生した際には、迅速かつ機動的な対応を期待いたします。今後の更なる実施体制の充実強化についてご検討ください。</p>	<p>食の安全・安心を脅かす事例が発生した際には、迅速かつ機動的な対応をいたします。また、更なる実施体制の充実強化を目指します。</p>
5	<p>年間の監視指導予定件数は、許可施設が施設数6,369施設のうち3,100件と監視率は49%になります。</p> <p>当協会においても会員施設への巡回・指</p>	<p>監視の実施体制の強化を図り、更なる監視率の増強に努めます。</p>

	<p>導を行っておりますが、新施設の入会率が低下しており、保健所の更なる監視率の増強に向けた実施体制の強化策をご検討ください。</p>	
6	<p>許可を要しない食品取扱施設や学校祭・地域の夏祭り等の営業に該当しない食品イベントにおける食品による事故を未然に防止するため、施設の把握と計画的な監視指導をお願いします。当協会としましても、地域に密着したイベントについて貴市と連携を図り、食の安全・安心の確保に努めてまいります。</p>	<p>市条例に基づき届出が行われた許可を要しない食品取扱施設に対する監視指導を強化します。学校祭、地域のお祭り等の飲食イベントはその開催の把握及び食品取扱者に対して衛生指導に努めております。地域の飲食イベントの衛生管理についてはご協力をお願いします。</p>
7	<p>昨年、残念ながら本市内の飲食店等において食中毒が6件、家庭において食中毒が2件発生しました。食中毒は、食中毒予防の三原則の逸脱によりおこると言われています。当協会においても会員への注意喚起を行ってまいります。また家庭内の食中毒を防ぐためには、消費者の食中毒予防に対する正しい知識が必要不可欠です。食品事業者への監視指導はもちろんですが、消費者への啓発にも益々力を入れていただくようお願いいたします。</p>	<p>監視指導計画に基づき、食品事業者に対しては監視指導及び講習会における正しい知識の周知を通じて食中毒の予防を図り、特に食中毒の発生しやすい時期には一斉監視を実施します。また、消費者に対しては、食中毒の正しい知識習得のため、出前講座やホームページ、市政だより等で積極的な情報提供を行います。</p>
8	<p>平成30年度に食品衛生法が改正され、HACCPによる衛生管理の制度化、営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設等が見込まれています。どれも食品営業施設にとって大きな改正と考えます。食品営業施設への周知の徹底をお願いします。</p>	<p>改正内容について、講習会の開催やホームページへの掲載等、さまざまな手段を講じて食品営業施設への周知に努めます。</p>
9	<p>食品事業者による自主的な衛生管理を推進するため、貴市と協働で「岡崎市食品衛生管理優秀店認定制度」を実施して</p>	<p>食品衛生法の主な改正内容であるHACCPによる衛生管理の制度化に、優秀店認定施</p>

	<p>おります。当協会では、自主的衛生管理の根幹として「定期検便・食品検査・ふきとり検査・記録の作成等」の実施を積極的に推進しているところであり、その重要性は益々高くなると思われます。優秀店認定施設の監視指導回数を定めることで、衛生管理レベルの維持を図っておられるとは思いますが、HACCPによる衛生管理の制度化に優秀店がいち早く対応できるよう、優秀店に認定されていれば、基準BのHACCPの要件を満たすことができる制度への改正と認定施設への指導をお願いします。</p>	<p>設がいち早く対応できるよう、制度のあり方を検討します。</p>
10	<p>愛知県がリスク管理優秀店認定制度を廃止するため、優秀店認定をサポートする食品衛生指導員を養成する愛知県のリスク管理サポート研修会が開催されなくなります。今後は貴市がHACCPに対する一定の知識を持つためのリスク管理に関する研修会を開催するようお願いします。</p>	<p>優秀店認定をサポートする食品衛生指導員を養成するための研修会の開催を検討します。</p>
11	<p>大規模化・高度化・多様化する食品関係施設への監視指導に対応するため、職員の資質の向上を図る旨の記載があります。我々事業者にとって、食の安全を守り食中毒等の危害防止を図る上で、食品衛生監視員による科学的な根拠に裏付けられた指導は必要不可欠です。そのため、必要な監視指導に不足ない人員の確保、及び資質向上のための研修等の積極的な対応をお願いします。</p>	<p>食品衛生監視員の人員確保については、適正な人員数となるよう情勢を勘案し計画的に行います。また、国及び県などが開催する研修会や実地研修を通じて、技術習得、情報収集、食品衛生監視員の資質向上に努めます。</p>
12	<p>食中毒が発生した時には被害者への補償も大きな問題になります。重症化若しくは大規模化した場合には、営業者の補償能力を超えてしまい、行政に救済が求められることも起こっています。当協会</p>	<p>貴協会の本市の食品衛生行政に対するご協力は、心強く感じています。機会をとらえ貴協会の周知を行います。</p>

<p>としましては、「食中毒等発生時の補償は営業者が責任を負うもの」と考え、会員向けの補償制度への加入促進につきましてご配慮をお願いします。</p>	
--	--

5 意見を踏まえた修正

No. 2 の御指摘を踏まえ、3 ページの該当文章を次のとおり修正します。

修正前	修正後
<p>(実施体制) 第 3 この計画に基づく監視指導が実施できるよう、保健所生活衛生課に食品衛生監視員、食鳥検査員及び試験検査担当職員を配置する。そのうち、監視指導に従事する食品衛生監視員の推移は表 3 に示すとおりである。 なお、大規模食鳥処理場においては、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号。以下「食鳥処理法」という。） <u>第 15 条の規定に基づき、食鳥検査を指定検査機関である公益社団法人愛知県獣医師会に全部を委任して厳正に実施する。</u></p>	<p>(実施体制) 第 3 この計画に基づく監視指導が実施できるよう、保健所生活衛生課に食品衛生監視員、食鳥検査員及び試験検査担当職員を配置する。そのうち、監視指導に従事する食品衛生監視員の推移は表 3 に示すとおりである。 なお、大規模食鳥処理場においては、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号。以下「食鳥処理法」という。） <u>第 21 条の規定に基づき指定検査機関として指定した公益社団法人愛知県獣医師会に、第 15 条の規定に基づき食鳥検査の全部を行わせる。</u></p>